

岩手県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第20号

岩手県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県自然環境保全条例施行規則（昭和49年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第16条 条例第15条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工作物を新築すること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設その他の海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>(エ) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理するための施設</p> <p>(オ)～(ナ) [略]</p> <p>(ニ) <u>電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号</u>に規定する電気工作物（火力発電所を除く。）</p> <p>(ヌ)～(メ) [略]</p> <p>エ ア、イ又はウに掲げる建築物以外の建築物（以下このエにおいて「普通建築物」という。）</p> <p>(ア) 当該新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること。ただし、当該新築が、自己の居住の用に供するために行われる場合、当該特別地区内に存した普通建築物であって災害により滅失したものの復旧のために行われる場合又は当該特別地区内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>a～c [略]</p>	<p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第16条 条例第15条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工作物を新築すること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設（<u>堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。第19条において同じ。</u>）その他の海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>(エ) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理するための施設（<u>樹林帯を除く。</u>）</p> <p>(オ)～(ナ) [略]</p> <p>(ニ) <u>電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号</u>に規定する電気工作物（火力発電所を除く。）</p> <p>(ヌ)～(メ) [略]</p> <p>エ ア、イ又はウに掲げる建築物以外の建築物（以下このエにおいて「普通建築物」という。）</p> <p>(ア) 当該新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること。ただし、当該新築が、自己の居住の用に供するために行われる場合、当該特別地区内に存した普通建築物であって災害により滅失したものの復旧のために行われる場合又は当該特別地区内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>a～c [略]</p>

d a又はbの土地に隣接する土地（道路又は水路を
はさんで接する土地を含む。）

(イ)～(エ) [略]

オ [略]

(2)～(4) [略]

(5) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

ア [略]

イ 水又は温泉をゆう出させるために土石を採取すること
。

ウ～オ [略]

(6)～(14) [略]

(特別地区内における許可等を要しない行為等)

第20条 条例第15条第10項第4号の規則で定める行為は、次に
掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて
次に掲げるもの

ア～キ [略]

ク 道路（道路法第2条第1項に規定する道路を除く。）
を改築すること（舗装、こう配の緩和、線形の改良その
他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）

ケ～ノ [略]

(2)～(8) [略]

(9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息
地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響
を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放
つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該
家畜である動物の放牧を含む。）であつて次に掲げるもの

ア [略]

イ [略]

ウ [略]

(10)～(13) [略]

(野生動植物保護地区内における野生動植物の捕獲等の制限
の対象とならない行為)

第22条 条例第16条第3項第6号の規則で定める行為は、次に
掲げるものとする。

d a又はbの土地に隣接する土地（道路又は水路を
挟んで接する土地を含む。）

(イ)～(エ) [略]

オ [略]

(2)～(4) [略]

(5) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

ア [略]

イ 水又は温泉を湧出させるために土石を採取すること。

ウ～オ [略]

(6)～(14) [略]

(特別地区内における許可等を要しない行為等)

第20条 条例第15条第10項第4号の規則で定める行為は、次に
掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて
次に掲げるもの

ア～キ [略]

ク 道路（道路法第2条第1項に規定する道路を除く。）
を改築すること（舗装、勾配の緩和、線形の改良その他
道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

ケ～ノ [略]

(2)～(8) [略]

(9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息
地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響
を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放
つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該
家畜である動物の放牧を含む。）であつて次に掲げるもの

ア [略]

イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関す
る法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に
係る特定外来生物の放出等を行うこと。

ウ [略]

エ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関す
る法律第3章の規定による防除を目的とする生殖を不能
にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

オ [略]

(10)～(13) [略]

(野生動植物保護地区内における野生動植物の捕獲等の制限
の対象とならない行為)

第22条 条例第16条第3項第6号の規則で定める行為は、次に
掲げるものとする。

<p>(1) 第20条第1号、第5号イから<u>オ</u>まで、<u>カ</u>又は第12号アからキまで、ケ若しくはコに掲げる行為（同条第1号又は第12号ウにあつては、工作物を新築することを除く。）</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>(1) 第20条第1号、第5号イから<u>カ</u>まで又は第12号アからキまで、ケ若しくはコに掲げる行為（同条第1号又は第12号ウにあつては、工作物を新築することを除く。）</p> <p>(2)～(4) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岩手県自然環境保全条例施行規則第16条の規定は、この規則の施行の日以後にされる岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号）第15条第4項の規定による許可の申請について適用し、同日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。